

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成29年6月26日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2) 年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600032 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700018 号

第 1 結論

請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 39 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日に訂正し、同年 5 月の標準報酬月額を 1 万 2,000 円とすることが必要である。

昭和 39 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和 39 年 5 月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

請求期間①について、B 町農業協同組合における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日、農林漁業団体職員共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 37 年 12 月 20 日から昭和 38 年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで

請求期間①について、昭和 37 年 11 月から B 農業協同組合に勤務し、社会保険の被保険者台帳は同年 12 月 20 日からの加入となっているが、農林漁業団体職員共済組合員記録では昭和 38 年 11 月 1 日加入とされている。健康保険と年金は一体であるので、年金に加入しているはずであり、年金記録が相違していることに納得できない。請求期間①について厚生年金保険被保険者期間又は農林漁業団体職員共済組合員期間として年金額に反映する記録に訂正してほしい。

請求期間②について、昭和 39 年 1 月に C 社が設立されると同時に同社に採用されたが、当時、同社の工場は建設中であったため、半年間、関連会社の A 社へ研修に行った。研修終了後の翌日から C 社に勤務したので雇用は継続していた。また、給与明細書では給与から厚生年金保険料が控除されているが、年金記録には空いた期間があるので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

1 請求期間②について、C 社及び A 社の商業登記簿謄本によれば、C 社は昭和 39 年 2 月 1 日に設立、昭和 57 年 11 月 25 日に解散、A 社は昭和 23 年 11 月 22 日に設立、昭和 46 年 11 月 10 日に解散したことが確認できる。当該商業登記簿謄本によれば、請求期間②当時、両社の代表取締役は、同一人であり、A 社の元取締役及び C 社の元代表取締役は、C 社は、A 社が 50 パーセント、同社の取引先の D 社が 50 パーセントの資本金を出して設立した会社であり、C 社は、A 社の関連事業所であったと回答している。

また、前述の C 社の元代表取締役は、請求者を含む研修者は、C 社での雇用を前提として A 社での研修を受けていたので、両社の雇用は当然に継続していた旨陳述している。

さらに、請求者が提出した A 社の出勤簿（給与支給明細書を兼ねたもの）では、請求者の昭

和 39 年 5 月勤務分の給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

以上のことから、請求者は請求期間②において、A社に継続して勤務し（A社からC社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料をA社の事業主により給与から控除されていたことが推認される。

なお、異動日については、請求者のC社に係る雇用保険被保険者資格の取得日が昭和 39 年 6 月 1 日であること及び請求者と同様にA社で研修を受けたとされる複数の者のC社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日並びに雇用保険被保険者資格の取得日が同日であることから、同日とすることが妥当である。

また、請求期間②の標準報酬月額については、請求者のA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の標準報酬月額及び前述の出勤簿の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が同額であることから、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間②当時の事業主は死亡しており、当該期間以降に取締役であった者は、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては当時の資料が保管されていないため不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①について、オンライン記録では、B農業協同組合は昭和 34 年 1 月 2 日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同年同月 1 日に施行された農林漁業団体職員共済組合法（昭和 33 年法律第 99 号）により、同農業協同組合に係る厚生年金保険被保険者記録は農林漁業団体職員共済組合へ移管され、農林漁業団体等に常時使用される者で同団体等から給与を受ける者は農林漁業団体職員共済組合員とされた。

また、請求期間①当時の厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 12 条の規定により、農林漁業団体職員共済組合員については、厚生年金保険被保険者の適用除外とされていた。

さらに、請求者のB農業協同組合に係る被保険者原票では、資格取得年月日は昭和 37 年 12 月 20 日、喪失年月日は昭和 39 年 1 月 1 日と記載されていることが確認できるものの、日本年金機構は、当該期間については、B農業協同組合は厚生年金保険の適用事業所ではない期間であるため、健康保険の加入期間である旨回答している上、前述のとおり農林漁業団体等に常時使用される者で同団体等から給与を受ける者は厚生年金保険の適用除外とされていることから、当該被保険者原票は、健康保険の被保険者原票であると考えられる。

加えて、農林漁業団体職員共済組合は、健康保険と農林年金とは届出手段が別個に行われ、それぞれの加入資格は同一ではないため、健康保険と農林漁業団体職員共済組合の加入時期が異なることはあり得ると回答している。

また、農林漁業団体職員共済組合の請求者に係る組合員資格取得届では、B農業協同組合は、農林漁業団体職員共済組合に対して請求者の資格取得年月日を昭和 38 年 11 月 1 日として届け出たことが確認できる。

さらに、B農業協同組合の健康保険に係る被保険者名簿及び被保険者原票に記録が確認できる者のうち、昭和 36 年から昭和 38 年までの期間に資格取得日が確認できる複数の者は、健康保険被保険者の資格取得日と農林漁業団体職員共済組合員の資格取得日が一致していない。

加えて、B農業協同組合の事業を引き継ぐE農業協同組合は、請求者の請求期間に係る組合員資格取得の届出及び給与からの共済組合掛金の控除については、資料の保管がないため不明

と回答している。

このほか、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び農林漁業団体職員共済組合員の加入状況について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険の被保険者又は農林漁業団体職員共済組合員であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州(受)第1600355号
厚生局事案番号 : 九州(厚)第1700019号

第1 結論

請求者のA事業所における平成18年9月1日から平成25年2月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。標準報酬月額については、次の表の第一欄に掲げる期間について、第二欄に掲げる金額から第三欄に掲げる金額とする。

第一欄	第二欄	第三欄
平成18年9月	13万4,000円	15万円
平成18年10月及び同年11月	13万4,000円	16万円
平成18年12月から平成19年4月まで	13万4,000円	17万円
平成19年5月及び同年6月	13万4,000円	16万円
平成19年7月	13万4,000円	17万円
平成19年8月から平成20年8月まで	13万4,000円	16万円
平成20年9月	13万4,000円	17万円
平成20年10月から平成21年8月まで	13万4,000円	24万円
平成21年9月	13万4,000円	26万円
平成21年10月	13万4,000円	24万円
平成21年11月及び同年12月	13万4,000円	26万円
平成22年1月	13万4,000円	22万円
平成22年2月	13万4,000円	24万円
平成22年3月	13万4,000円	26万円
平成22年4月から同年6月まで	13万4,000円	28万円
平成22年7月及び同年8月	13万4,000円	26万円
平成22年9月	13万4,000円	28万円
平成22年10月	13万4,000円	26万円
平成22年11月	13万4,000円	24万円
平成22年12月	13万4,000円	28万円
平成23年1月	13万4,000円	26万円
平成23年2月及び同年3月	13万4,000円	24万円
平成23年4月及び同年5月	13万4,000円	26万円
平成23年6月	13万4,000円	28万円
平成23年7月	13万4,000円	26万円
平成23年8月	13万4,000円	24万円
平成23年9月から同年11月まで	13万4,000円	26万円
平成23年12月	13万4,000円	24万円
平成24年1月から同年12月まで	13万4,000円	26万円
平成25年1月	13万4,000円	28万円

平成18年9月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年9月から平成25年1月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成18年8月1日から平成26年1月1日まで

A事業所に勤務していた請求期間に係る標準報酬月額が、当該期間に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低い額となっている。

請求期間当時の給与明細書（「賃金台帳」と題する資料。）及び源泉徴収票を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を標準報酬月額として認定することとなる。

なお、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正が行われるのは、上記低い方の額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る場合である。

請求期間のうち、平成18年9月1日から平成25年2月1日までの期間については、請求者が提出した当該期間に係る「賃金台帳」と題する資料（以下「給与明細書」という。）及び源泉徴収票により、請求者が当該期間において、A事業所からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を上回る同保険料が控除されていたことが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書及び源泉徴収票により確認又は推認できる給与総支給額又は厚生年金保険料の控除額から、平成18年9月を15万円、平成18年10月及び同年11月を16万円、平成18年12月から平成19年4月を17万円、平成19年5月及び同年6月を16万円、平成19年7月を17万円、平成19年8月から平成20年8月を16万円、平成20年9月を17万円、平成20年10月から平成21年8月を24万円、平成21年9月を26万円、平成21年10月を24万円、平成21年11月及び同年12月を26万円、平成22年1月を22万円、平成22年2月を24万円、平成22年3月を26万円、平成22年4月から同年6月を28万円、平成22年7月及び同年8月を26万円、平成22年9月を28万円、平成22年10月を26万円、平成22年11月を24万円、平成22年12月を28万円、平成23年1月を26万円、平成23年2月及び同年3月を24万円、平成23年4月及び同年5月を26万円、平成23年6月を28万円、平成23年7月を26万円、平成23年8月を24万円、平成23年9月から同年11月を26万円、平成23年12月を24万円、平成24年1月から同年12月を26万円、平成25年1月を28万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険

料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したが、その後は、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を提出しておらず、厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は、年金事務所)は、請求者の平成18年9月から平成25年1月までの期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成18年8月1日から同年9月1日までの期間及び平成25年2月1日から平成26年1月1日までの期間については、前述の給与明細書により確認できる厚生年金保険料の控除額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、オンライン記録の標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による記録訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600239 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700020 号

第 1 結論

請求者の A 社における次の表の第一欄に掲げる期間の標準賞与額を第二欄に掲げる額に訂正することが必要である。

第一欄	第二欄
平成 18 年 6 月 30 日	70 万円
平成 19 年 6 月 29 日	42 万円
平成 19 年 8 月 24 日	10 万 5,000 円
平成 19 年 12 月 18 日	20 万 6,000 円
平成 20 年 8 月 13 日	24 万 8,000 円
平成 20 年 12 月 17 日	20 万 5,000 円
平成 21 年 8 月 17 日	28 万円
平成 21 年 12 月 15 日	20 万 1,000 円
平成 22 年 4 月 30 日	34 万 3,000 円
平成 22 年 8 月 13 日	21 万 8,000 円
平成 22 年 12 月 15 日	21 万 4,000 円
平成 23 年 6 月 20 日	23 万 9,000 円
平成 23 年 7 月 29 日	21 万 4,000 円
平成 23 年 12 月 5 日	21 万 9,000 円
平成 24 年 6 月 27 日	9 万 8,000 円
平成 24 年 12 月 17 日	9 万 6,000 円

訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 18 年 6 月 30 日
② 平成 19 年 6 月 29 日
③ 平成 19 年 8 月 24 日
④ 平成 19 年 12 月 18 日
⑤ 平成 20 年 8 月 13 日
⑥ 平成 20 年 12 月 17 日
⑦ 平成 21 年 8 月 17 日

- ⑧ 平成 21 年 12 月 15 日
- ⑨ 平成 22 年 4 月 30 日
- ⑩ 平成 22 年 8 月 13 日
- ⑪ 平成 22 年 12 月 15 日
- ⑫ 平成 23 年 6 月 20 日
- ⑬ 平成 23 年 7 月 29 日
- ⑭ 平成 23 年 12 月 5 日
- ⑮ 平成 24 年 6 月 27 日
- ⑯ 平成 24 年 12 月 17 日

A社から請求期間に係る賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、当該賞与の記録が確認できない。請求期間に支払われた賞与を年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

請求期間①については、請求者は、平成 18 年に支給されたとみられる「平成 17 年決算賞与」、「平成 18 年夏の賞与」及び「平成 18 冬期賞与」と記載された 3 枚の賞与明細書を提出しているところ、A社の事業主は、賃金台帳、仕訳一覧表及び預金通帳の出金履歴を提出し、請求者の平成 18 年における賞与について、平成 18 年 6 月 30 日に 70 万円を支給したとしており、当該額は請求者が提出した 3 枚の賞与明細書の総支給額の合計と一致していることから、請求者に総額 70 万円の賞与が支給され、当該賞与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたものと認められる。

また、請求期間②から⑯までについては、A社の事業主が提出した賃金台帳、賞与一覧表、仕訳一覧表、預金通帳の出金履歴、請求者及び同社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる者が提出した賞与明細書並びに経理及び社会保険事務の責任者である同社の役員の陳述から、請求者は、当該期間において、同社から賞与の支給を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、請求期間①から⑯までの標準賞与額については、前述の賞与一覧表等から確認又は推認できる賞与支給額及び厚生年金保険料控除額から請求期間①については 70 万円、請求期間②については 42 万円、請求期間③については 10 万 5,000 円、請求期間④については 20 万 6,000 円、請求期間⑤については 24 万 8,000 円、請求期間⑥については 20 万 5,000 円、請求期間⑦については 28 万円、請求期間⑧については 20 万 1,000 円、請求期間⑨については 34 万 3,000 円、請求期間⑩については 21 万 8,000 円、請求期間⑪については 21 万 4,000 円、請求期間⑫については 23 万 9,000 円、請求期間⑬については 21 万 4,000 円、請求期間⑭については 21 万 9,000 円、請求期間⑮については 9 万 8,000 円、請求期間⑯については 9 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑯までについて、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は年金事務所）に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600354 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700021 号

第 1 結論

請求者の A 社 B 支店における厚生年金被保険者資格の取得年月日を昭和 41 年 11 月 11 日、資格喪失日を昭和 43 年 4 月 1 日に訂正し、昭和 41 年 11 月から昭和 42 年 9 月までの標準報酬月額を 5 万 2,000 円、同年 10 月から昭和 43 年 3 月までの標準報酬月額を 6 万円とすることが必要である。

昭和 41 年 11 月 11 日から昭和 43 年 4 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和 41 年 11 月 11 日から昭和 43 年 4 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 41 年 11 月 11 日から昭和 43 年 4 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、B 支店の支店長として勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。A 社人事グループの担当者によると、会社の台帳では B 支店に勤務していたことが確認できるとのことなので、年金記録に反映するように記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険被保険者記録、A 社から提出のあった同社 B 支店に係る従業員名簿及び同社の回答によると、請求者は A 社に継続して勤務し（昭和 41 年 11 月 11 日に A 社 C 支店から同社 B 支店に異動、昭和 43 年 4 月 1 日に同社同支店から同社 D 支店に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと推認できる。

また、請求期間に係る標準報酬月額については、A 社 B 支店に係る従業員名簿から、昭和 41 年 11 月から昭和 42 年 9 月までの標準報酬月額を 5 万 2,000 円、昭和 42 年 10 月から昭和 43 年 3 月までの標準報酬月額を 6 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A 社は、請求期間について請求者の厚生年金保険に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したが、厚生年金保険料については納付したか否かは不明と回答しているが、請求期間において、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和 41 年 11 月 11 日から昭和 43 年 4 月 1 日

までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700003 号

厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700022 号

第 1 結論

請求者の A 社における平成 16 年 9 月 24 日の標準賞与額を 21 万円に訂正することが必要である。

平成 16 年 9 月 24 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 16 年 9 月 24 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 16 年 9 月 24 日

A 社で勤務していた平成 16 年 9 月 24 日に支給された賞与について、35 万円の支給を受けたにもかかわらず、年金の給付に反映する記録は 21 万円との説明を年金事務所より受けたが納得できないので、実際の賞与支給額に見合う年金記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者及び A 社から提出された 16 年 9 月分賃金支給明細書及び同社から提出された健康保険厚生年金保険賞与支払届（平成 22 年 8 月 13 日提出）により、請求者は、請求期間において、同社から賞与（35 万円）の支給を受け、当該賞与から厚生年金保険料（1 万 4,259 円）を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、前述の賃金支給明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、オンライン記録において保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されている 35 万円のうち、21 万円までは、厚生年金特例法第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出したことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1600290 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700007 号

第 1 結論

平成 6 年 4 月から平成 8 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月から平成 8 年 3 月まで

平成 4 年に大学に入学した時に A 市役所で国民年金の加入手続を行ったが、1 年生の頃は忙しく、国民年金保険料の免除の手続はしておらず、国民年金保険料も納付しなかったが、大学の先輩から国民年金保険料の免除の手続に行くように言われたので、平成 5 年度になって、先輩に B 町役場に連れて行ってもらって、国民年金保険料の免除手続を行い、以後、先輩又は友人にいずれかの時期に同行してもらい B 町役場で手続を行った。

請求期間が国民年金保険料の申請免除期間となっていないので、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請を B 町（現在は B 市）で先輩又は友人にいずれかの時期に同行してもらい手続をしたと主張しているところ、前述の先輩及び友人も請求者に同行していた旨陳述している。

しかしながら、A 市は、請求期間に係る請求者の国民年金保険料の免除申請が受理されていたか否かについては当時の資料が無いので不明である旨回答しており、請求期間に係る請求者の両親の所得について、C 市の担当者は、当時の資料、データは保管されていない旨陳述していることから、当該所得を確認又は推認できる資料も無く、請求期間において請求者が国民年金保険料の免除基準に該当したか否かは不明である。

また、オンライン記録によると、平成 9 年 7 月 22 日に社会保険事務所（当時）において請求者に対し、国民年金保険料の納付書が作成されているところ、請求者は、請求期間後の平成 8 年度の国民年金保険料は免除されていることから、当該納付書は請求期間の一部に係る過年度保険料の納付書であったものと推認され、請求期間の国民年金保険料は免除が承認されていないものとして取り扱われていたものとみられる。

さらに、国民年金保険料の免除申請書の受理及び認定については、免除申請は毎年度行うこととされており、請求期間に係る 2 回の免除申請手続において、B 町及び社会保険事務所が請求期間に係る国民年金保険料の免除承認について、いずれもこれを記録しなかったとは考え難い。

このほか請求者が請求期間について、国民年金保険料の納付を免除され得る状況にあったことを示す関連資料や免除されていたことを示す関連資料もなく、請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。